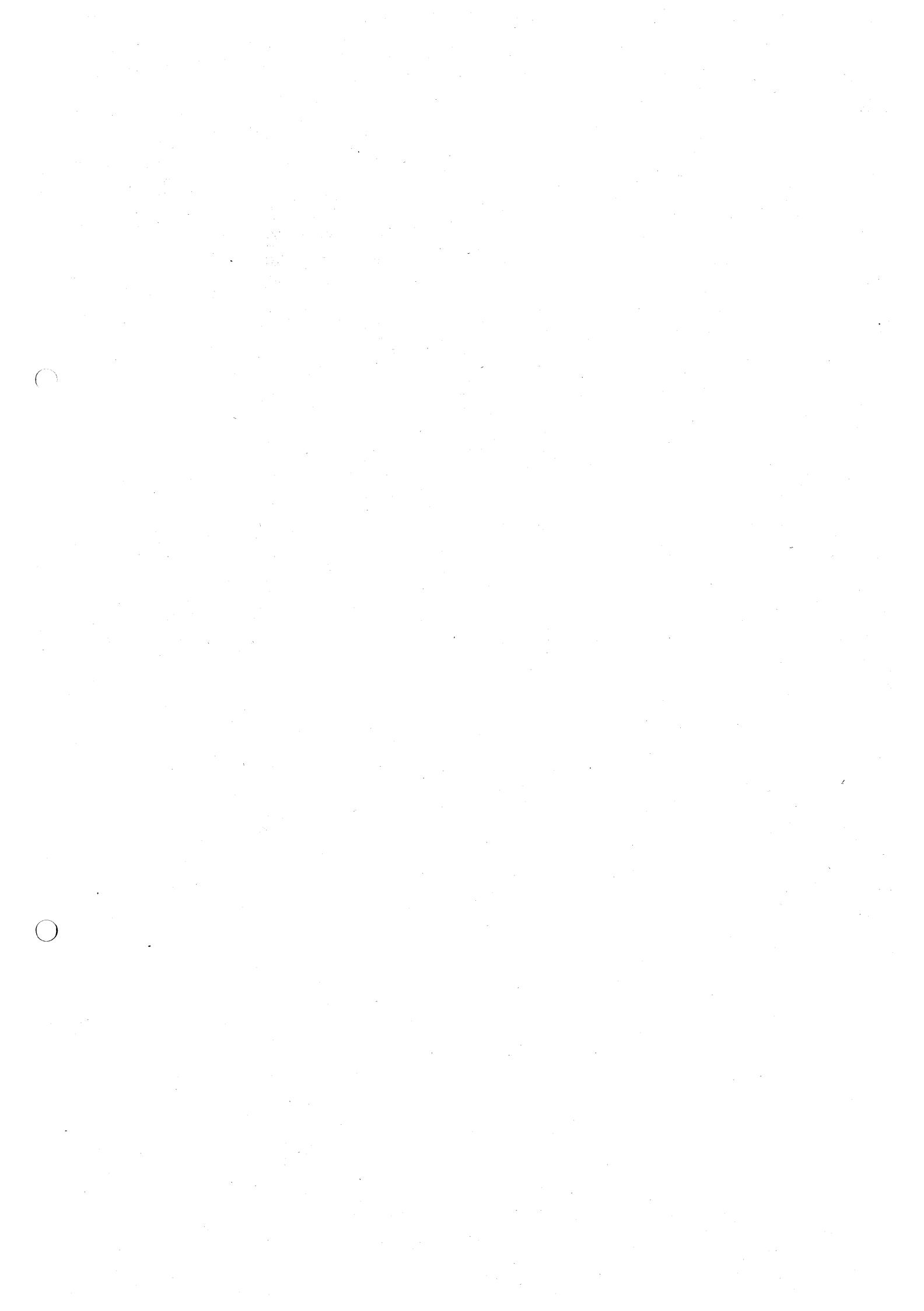


拉致問題の解決に向けた安倍首相の基本の方針に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年十月二十四日

参議院議長伊達忠一殿

有田芳生



## 拉致問題の解決に向けた安倍首相の基本的方針に関する質問主意書

安倍首相は、日朝交渉に取り組むにあたって、拉致問題について何を基本的方針とするのでしょうか。その問題について、質問します。

安倍首相は、平成三十年四月二十二日に東京都内で拉致被害者家族と懇談を行い、「政府に今年中の全被害者救出を再度求める国民大集会」に出席しました。安倍首相は、拉致被害者家族との懇談のなかで「全ての拉致被害者の即時帰国」に強い決意で臨む旨述べています。また、同集会でも「全ての拉致被害者の即時帰国に向け、北朝鮮への働きかけを一層強化していく考えであります」と発言しました。

さらに、九月二十三日に行われた「全拉致被害者の即時一括帰国を！国民大集会」でも、安倍首相は、「全ての拉致被害者の一日も早い帰国の実現への強い意志を示す」と語っています。

一 安倍首相の一連の発言にある「即時帰国」と「一日も早い帰国」は、同じ意味で用いられているのですか、それとも異なる意味で用いられているのですか。また、安倍首相のいう「即時帰国」とは、前記九月二十三日の集会のタイトルにある「即時一括帰国」と同じ意味ですか。

二 拉致問題の解決に向けた安倍首相の基本的方針は、「全拉致被害者の即時一括帰国」ですか。それと

も、政府認定拉致被害者の安否確認を行い、生存が確認された被害者をひとりずつでも取り戻すことですか。

右質問する。